

24 監査公表第 11 号

住民監査請求（福岡市職員措置請求）に係る措置について

平成 24 年 3 月 19 日に提出された住民監査請求（福岡市職員措置請求「朝鮮学園補助金」）の監査結果（平成 24 年 5 月 16 日付け，監総第 112 号）について，市長から追加して必要な措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法第 242 条 9 項の規定により，次のとおり公表する。

平成 24 年 8 月 6 日

福岡市監査委員	南	原	茂
同	栃	木	義博
同	石	井	幸充
同	大	松	健

〔監査結果に対する措置通知書〕

総行監第 51 号
平成24年 7 月 4 日

福岡市監査委員	南	原	茂	様
同	栃	木	義博	様
同	石	井	幸充	様
同	大	松	健	様

福岡市長 高島 宗一郎

住民監査請求（福岡市職員措置請求）に係る措置について（通知）

平成24年 5 月 16 日付で勧告を受けた住民監査請求（福岡市職員措置請求）については，平成 24 年 6 月 18 日付総行監第 46 号にて措置状況を通知したところであるが，追加して必要な措置を講じたので，地方自治法第 242 条第 9 項の規定により，下記のとおり通知します。

記

（勧告）

平成 24 年 3 月 19 日付けで提出を受けた住民監査請求について，監査を実施した結果，平成 21 年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金の実績報告に関し，提出書類に虚偽の記載に当たる事実があったと認め，学校法人福岡朝鮮学園に対し，同補助金の交付決定の一部取り消しを行い返還させざるを得ないと判断する。

したがって，地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき，同補助金の交付決定の一部を

取り消し、同学園に対し、30日以内に返還請求するとともに、当該補助金の受領日から納付日までの日数に応じた加算金を請求することを勧告する。

(講じた措置)

平成24年6月15日に学校法人福岡朝鮮学園に対し返還を請求した平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金60万7,310円については、平成24年6月18日に納付がなされたため、福岡市補助金交付規則第20条に基づき、補助金受領日から返還金納付日までの日数に応じた加算金179,274円について、平成24年7月18日までに納付するよう、平成24年6月18日に学校法人福岡朝鮮学園に請求した。